

**結** 婚を望みながらもさまざまな事情により結婚をしていない人が増えています。本市では今年度から、市民の皆さんの結婚を応援するため、次の2つの事業を実施しています。

①結婚新生活支援事業

②婚活支援事業補助金

結婚をしたいけれど踏み出せない、また出会いの場を提供したい、そんな人はぜひこの事業を利用してください。



①結婚新生活支援事業

結婚して新しい生活を

はじめるための費用を助成します

経済的な理由により、結婚に踏み出せない人のために世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯（※所得であって、収入ではありません）を対象に、新生活をはじめするのに必要な住居費などの補助を行います。

補助金上限額は1世帯あたり24万円です。

今年度から本市でスタートしたこの事業で実際に補助金を利用した人は、

「新生活をスタートするのに役に立ちました」と話されています。

申請してから交付までの時間も約1ヶ月と短く、皆さんのお役に立てる制度だと思います。

希望される人は、ぜひ、本ページ下のお問い合わせ先にご連絡ください。

※交付には条件がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ▶**困**市民生活課相談支援人権係（**☎**内線1207）